

平成 28 年 10 月 31 日

積算疑義申立て制度の運用の見直しについて

本市発注工事の入札では、積算疑義を解消したうえで契約を締結するために、契約締結前に金額入り設計書の閲覧と積算疑義の申立てができる制度を設けています。

現在は、疑義申立てにより、積算内容を確認し、内容に誤りがあった場合については、例外なく当該入札を中止としていますが、次のとおり運用を見直します。

1 見直しの内容

積算内容に誤りが確認され、落札候補者に変更が生じることが判明した場合は当該入札を中止し、それ以外は入札事務を続行することとします。

なお、今回の見直しに伴う入札及び積算疑義申立て手続の変更はありません。

2 運用開始時期

平成 28 年 11 月 1 日以降に公告又は指名する入札から

3 その他

積算疑義申立て制度によらない場合でも、設計誤りや、誤りの内容が格付等級等の入札参加資格に影響を及ぼすことが判明したときは、入札を中止することがあります。

※ 参考

「工事請負契約の入札に係る積算疑義申立手続に関する取扱要綱」

URL:

<https://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/kitei/kitei/20161101sekisangigi-youkou.pdf>

担当：財政局契約第一課

045(671)2246